共生社会の実現を目指して

沖縄県では、平成26年4月「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、障害のある人もない人も全ての県民が等しく、地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる「共生社会」の実現を目指しています。共生社会では、職業生活においても障害の有無にかかわらず、能力を発揮する機会を与えられるべきです。障害をもちながらも企業の戦力として活躍する方が増えている一方で、働く事を希望しながらも仕事に就くことができずにいる障害者の方がまだまだいらっしゃいます。事業主の皆様、共生社会の実現を目指して、障害のある方の雇用に取り組んでみませんか？

法定雇用率とは？

事業主は、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上としなければいけないこととなっています。（障害者雇用促進法43条第1項）

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲（労働者数）	40.0人以上	37.5人以上

※障害者の法定雇用率は令和8年7月に引き上げられます。
※国及び地方公共団体等は別で雇用率の定めあり

問い合せ先
沖縄労働局職業安定部職業対策課、管轄のハローワーク

納付金制度とは？

法定雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金、特例給付金を支給するとともに、障害者雇用促進等を図るための助成金を支給しています。

常時雇用している労働者の数が100人を超える事業主は、障害者雇用納付金の申告が必要です。そのうち、法定雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に応じて障害者雇用納付金の納付が必要です。

問い合せ先
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部
高齢・障害者業務課

企業に対する主な支援策

助成金等	内　容	問い合せ先
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（一般被保険者）として新たに雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部を助成するものです。	●管轄のハローワーク ●沖縄助成金センター
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	ハローワーク等の紹介により、障害者を原則3か月間（精神障害者は6か月以上12か月以内。ただし、助成金の支給上限は6か月分）試行的に雇用することにより、適正や能力を見極め、継続雇用へのきっかけづくりを図ります。実施事業所には対象労働者1人につき、1か月当たり4万円が最大3か月（精神障害者の場合は、1～3か月×8万円、4～6か月×4万円）支給されます。	●管轄のハローワーク
職場適応訓練	障害者などの一般的に就職が困難な者を作業環境に適応させることを目的に職業訓練を実施し、訓練終了後は当該事業所で雇用することを目的とした制度です。訓練期間は6か月、訓練期間中は、事業主に対して、訓練委託費（訓練生1名につき月額24,000円）が支払われます。	●管轄のハローワーク ●沖縄県商工労働部雇用政策課
納付金制度による雇用調整金、報奨金等の支給	＜障害者雇用調整金＞ 常用労働者が100人を超える事業主で、障害者雇用率を超えて障害者を雇用している場合には、雇用している障害者数に応じて一人当たり月額29,000円（対象障害者数の年間総計が120人を超える場合、当該超過人数分への支給額は一人当たり月額23,000円）を支給します。 ＜報奨金＞ 常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定数を超えて障害者を雇用している場合に支給します。 ＜特例給付金（経過措置）＞ 週所定労働時間が10～20時間の障害者数に応じて、1人につき月額7千円または5千円の特例給付金を支給します。	●（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部高齢・障害者業務課

支援機関の紹介

障害者就業・生活支援センター（略称：ナカポツセンター）

障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行っています。

県内5圏域において、県が指定した社会福祉法人等が運営しています。事業主の皆様が障害者雇用を進めるにあたっての助言やお手伝いをします。まずはご相談ください。

＜障害者に対する支援＞
○ 就業面
・就職に向けた準備支援
（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
・就職活動の支援　・職場定着に向けた支援
○ 生活面（仕事を続けるために必要な生活支援）
・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
・関係機関との連絡調整

＜事業主に対する支援＞
○ 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての助言

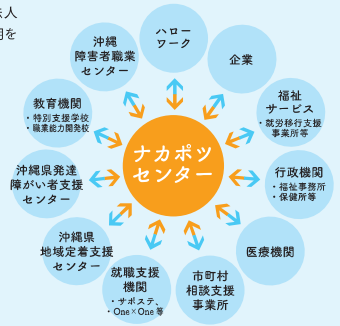

北部

北部地区障害者就業・生活支援センター
ティーダ＆チムチム

名護市宇茂佐の森1-17-9
TEL:0980-54-8181／FAX:0980-54-3287
名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、恩納村、宜野座村、金武町

中部

中部地区障害者就業・生活支援センター
花灯

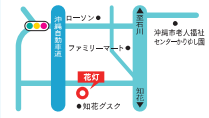

沖縄市知花5丁目24番18号
TEL:098-989-6527／FAX:098-989-6525
うるま市、沖縄市、宜野湾市、嘉手納町、北谷町、読谷村、北中城村、中城村

南部（北）

南部地区障がい者就業・生活支援センター
かるにあ

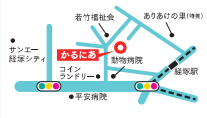

浦添市前田1004-9　2F
TEL:098-871-3456／FAX:098-871-3221
那覇市(小禄地区以外)、浦添市、西原町、南風原町、豊見城市、糸満市、南大東村、北大東村、久米島町

南部（南）

南部地区障害者就業・生活支援センター
ブリッジ

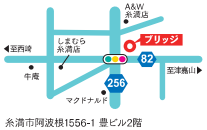

糸満市阿波根1556-1 豊ビル2階
TEL:098-996-2805／FAX:098-996-2806
那覇市(小禄地区)、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町

宮古

障害者就業・生活支援センター
みやこ

宮古島市平良字下里1202-8　1階
TEL:0980-79-0451／FAX:0980-75-3450
宮古島市、多良間村

八重山

八重山地区障害者就業・生活支援センター
どりいむ

石垣市字石垣371番地 東アパート1階
TEL:0980-87-0761／FAX:0980-87-0760
石垣市、竹富町、与那国町

ハローワーク

求人・雇用に係る助成金・法定雇用率については私たちにご相談ください。

障害者を対象とした求人の申込みを受け付けています。専門の職員・相談員が就職を希望する障害者にきめ細かな職業相談を行い、就職した後は業務に適応できるよう職場定着指導も行っています。その他、障害者を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて沖縄障害者職業センターなどの専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。また、求人者・求職者が一堂に会する管理選考等も開催しています。

問い合せ先　裏面より各地域をご確認ください

沖縄障害者職業センター

障害者雇用の専門的機関として障害者と事業主を支援しています。

民間企業への就職、職場定着または復職を希望する障害者に対する職業評価や就職等の支援のほか、事業主の皆様に対し、採用計画の立案から職場定着に至るまでの雇用における各段階において、個別のニーズに応じた相談を行い、必要に応じプランを作成の上、支援を行います。また、就労支援機関等に対して基礎的研修等、就労支援に関する知識、支援スキルに関する助言・援助を行います。

＜事業主に対する支援＞
○ 雇い入れ支援：職務創出についての助言、社員研修の実施、職場実習
○ 職場定着・復職支援：ジョブコーチ支援、リワーク支援
○ 情報提供：雇用管理に関する専門家と連携した支援、事業主支援ワークショップ、事例紹介

問い合せ先　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄障害者職業センター

特別支援学校

卒業後の職業自立に向けて頑張っています。

県内には、軽度知的障害のある生徒を対象とした高等支援学校5校を含め、22校の特別支援学校があり、障害のある生徒たちが、卒業後の自立や社会参加に向け、さまざまなカリキュラムに取り組んでいます。各学校では、就業体験（職場実習）や、企業向けの学校見学会などを行っています。

問い合せ先　沖縄県教育庁県立学校教育課

就労移行支援事業所

一般企業で働きたい障害者が訓練をしています。

障害のある方の一般企業への就職をサポートする、障害福祉サービスの事業所です。県の指定を受けた社会福祉法人やNPO法人などが運営しており、県内には、64事業所（令和6年4月1日現在）があります。仕事に関する知識や能力の向上を目指した訓練、職場実習や就職先の開拓といった求職活動や、就職後の定着に対する支援を行っています。

問い合せ先　沖縄県生活福祉部障害福祉課

就労定着支援事業所

就労に伴う生活面の課題に対する支援を行います。

就労移行支援などの利用を経て一般企業等で働く障害のある方を対象に、就労の継続を図るため、関係者との連絡調整、就労に伴い生じる日常生活又は社会生活における課題についての相談、指導及び助言その他の必要な支援等を一定の期間にわたり行う、障害福祉サービスの事業所です。県の指定を受けた社会福祉法人やNPO法人などが運営しています。

問い合せ先　沖縄県生活福祉部障害福祉課